



**2026年度
SBC メディカルグループ
看護師育成修学資金制度規約**

奨学金制度概要

SBCメディカルグループでは、看護師免許の取得を目指す学生を対象に、将来、当グループで活躍できる看護師を育成することで、幅広い社会貢献をすることを目的として、修学資金支援制度を設けました。

1. 募集期間・人数

(1) 募集期間

第一期：2025年10月1日～12月31日迄 支給開始：2026年4月25日

第二期：2026年4月1日～6月30日迄 支給開始：2026年9月25日

(2) 募集人数

若干名

2. 応募資格

- (1) 現在大学看護学部又は看護学科（大学院を除く）、短期大学看護学科、看護専門学校など、卒業後の看護師免許の取得を目的とする教育機関に在学中、又は、2026年4月に当該教育機関に入学予定の方
- (2) 看護師免許取得後、当グループが指定する医療機関に勤務できること
- (3) 心身ともに健康であること

3. 制度内容

(1) 貸付金額・期間

貸付開始から正規の修学期間が終了するまでの期間、毎月5万円

最大4年間（48か月）で、合計貸付金額240万円

(2) 休止要件・廃止要件

休学、停学処分を受けた場合は貸付けを休止します。

退学、大学院進学等により、当グループが指定する医療機関に勤務する見込みがなくなった場合には、既に貸し付けた全額を直ちに返還していただきます。

(3) 返済要件

貸付終了月の翌月末日までに振込の方法により貸付金全額の返済を行うものとします。

貸付金は無利息とします。

修学期間終了後当グループが指定する医療機関に勤務し、看護師免許取得後ある月の1日から末日までの1ヶ月間勤務した場合、5万円の返済を免除します。この場合、免除に係る源泉所得税を給与から天引します。

当該期間計算方法により複数ヶ月間勤務した場合、5万円に勤務月数を乗じた金額の返済を免除します。この場合、免除に係る源泉所得税を1ヶ月単位で給与から天引します。

当グループの雇用元法人を退職するときに貸付金の残債務が存在している場合には、当該残債務の全額を退職月の翌月末日までに返済していただきます。

(4) 債権回収

(2) 又は (3) において返還期限又は返済期限までに返済がない場合、法務大臣の許可を得た債権回収会社及び弁護士への債権回収の委託、債権譲渡、支払督促、民事訴訟、強制執行、その他の適法な手続により残債務の回収を行う場合があります。

4. 応募方法

本制度に応募する際は、以下の書類を提出してください。

送り先) 163-1303 東京都新宿区西新宿 6-5-1 アイランドタワー12F

SBC メディカルグループ採用部 修学資金制度担当

- ①. SBC メディカルグループ看護師育成修学資金制度選考応募申込書
- ②. 履歴書
- ③. 看護師としての目標に関するエッセイ

書類審査に合格した方には、面談の日時をお知らせします。最終的な選考結果は、面接後 2 週間以内に通知いたします。

5. 選考結果通知後の提出書類

選考により本制度の対象となった方には、以下の書類を提出していただきます。

- ①. 看護師育成修学資金制度借入申請書兼同意書
- ②. 在学証明書
- ③. 成績証明書
- ④. 戸籍抄本又は戸籍事項一部証明書
- ⑤. 住民票正本
- ⑥. 履歴書 (本人)
- ⑦. 連帯保証人の印鑑証明 (生計が異なる 2 名分)
- ⑧. 健康診断書

看護師育成修学資金貸付規定

第1条（目的）

本規定は、将来SBCメディカルグループに帰属する法人（以下「当グループ」という。）において看護師の業務等に従事し、当グループの将来を担う有能な人材の育成及び確保を図るため、SBCメディカルグループ看護師育成修学資金（以下「修学資金」という。）の貸付けに関し必要な事項を定め、看護師育成を支援することで、医療業界の水準を上げ、最高・最良の美容・健康・医療サービスを提供することを目的とする。

第2条（修学資金の貸付け）

当グループは、大学看護学部又は看護学科（大学院を除く）、短期大学看護学科、看護専門学校など、卒業後の看護師免許の取得を目的とする教育機関（以下「当該教育機関」という。）に入学を許可された者で、次に掲げる条件を備えたものに対し、修学資金を貸し付ける。

- (1) 学業成績が優れ、性行が正しく、かつ、身体が健康であること。
- (2) 看護師免許を取得し、当該教育機関を卒業後、当グループにて看護師業務に従事する強い意思があること。

なお、配属先は当グループが展開する全国の医療機関を対象とし、採用状況により希望する勤務地以外の医療機関への配属となる可能性を承諾していること。

- (3) 本修学資金制度の選考に通過し、指定する必要提出書類を準備出来ること。

第3条（連帯保証人）

修学資金の貸付けを受けようとする者は、2人の連帯保証人（生計の異なる者1名を含む）を立てなければならない。

第4条（対象者の選考）

当グループは、書類提出、面接、又は随時指定する方法によって選考を行い、修学資金の貸付けを受ける者（以下「修学生」という。）を決定する。

第5条（修学資金の額及び利息）

修学資金の額は、月額5万円とし、無利息とする。

第6条（貸付期間）

修学資金の貸付期間は、選考により決定した支給日から当該教育機関を卒業する日の属する月までとする。

第7条（貸付けの休止）

修学生が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる事由（以下「休学等の事由」という。）が生じた日の属する月の翌月から休学等の事由が消滅した日の属する月までの期間（以下「休学等の期間」という。）の分の修学資金の貸付けを休止する。

- (1) 休学したとき。

- (2) 停学の処分を受けたとき。
- (3) 留年したとき。

2 前項の場合において、休学等の期間の分の修学資金として既に貸し付けられた修学資金があるときは、その修学資金は、当該休学等の事由が消滅した日の属する月の翌月以後の分として貸し付けられたものとみなす。

第8条（貸付けの廃止）

修学生が次の各号のいずれかに該当する場合には、修学資金の貸付けを廃止する。

- (1) 修学生であることを辞退したとき。
- (2) 当該教育機関を退学し、若しくは退学させられ、又は除籍させられたとき。
- (3) 心身の故障のため、当該教育機関を卒業する見込みがないと認められるとき。
- (4) 学業成績又は性行が著しく不良となったと認められるとき。
- (5) 同種修学資金等の貸付けを受けたことが明らかとなったとき。
- (6) 虚偽その他不正な方法により修学資金の貸付けを受けたことが明らかとなったとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、修学資金の貸付けの目的を達成する見込みがないと認められるとき。

第9条（返還義務）

修学資金の貸付けを受けた者は、当グループに入職後、貸付終了月の翌月末日までに振込の方法により貸付けを受けた修学資金の全額を返済しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、貸付けを受けた修学資金の全額を即時に返還しなければならない。

- (1) 第6条に規定する貸付期間が終了し、当該教育機関を卒業した後、当グループに入職しなかったとき。
- (2) 前条の規定により修学資金の貸付けが廃止されたとき。

2 前項本文の場合において、看護師免許取得後当グループが指定する医療機関にある月の1日から末日までの1ヶ月間勤務した場合、5万円の返済を免除する。この場合、免除に係る源泉所得税を給与から天引する。当該期間計算方法により複数ヶ月間勤務した場合、5万円に勤務月数を乗じた金額の返済を免除する。この場合、免除に係る源泉所得税を1ヶ月単位で給与から天引する。

3 当グループの雇用元法人を退職するときに貸付金の残債務が存在している場合には、当該残債務の全額を退職月の翌月末日までに返済しなければならない。

4 第1項又は前項において返還期限又は返済期限までに返済がない場合、法務大臣の許可を得た債権回収会社及び弁護士への債権回収の委託、債権譲渡、支払督促、民事訴訟、強制執行、その他の適法な手続により残債務の回収を行う場合がある。

第10条（返還の猶予）

修学資金の貸付けを受けた者が、当該教育機関を卒業後に当グループに入職する強い意思を有し、かつ、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号の事由が継続している

間、修学資金の返還を猶予することができる。

- (1) 卒業年度に実施される看護師国家試験に合格しなかった場合において、卒業年度の翌年度に実施される看護師国家試験に合格して看護師免許を取得する強い意思を有しているとき。
- (2) 被災、負傷、疾病その他やむを得ない事情により修学資金の返還が困難であると認められるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、修学資金を直ちに返還させることが適当でないと認められる合理的な事由があるとき。

第11条（督促）

修学資金を返還期限までに返還しない者に対しては督促を行い、連帯保証人に対して、それらの返還を求める。

第12条（誠実協議）

本規定に定めのない事項及び本規定の内容の解釈につき相違のある事項については、当グループ及び修学資金の貸付を受けた者との間で、誠実に協議した上で、これを解決するものとする。

第13条（合意管轄）

本規定に関連する一切の紛争については、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

SBCメディカルグループ

看護師育成修学資金制度借入申請書兼同意書

提出日： 年 月 日

ランジェコスメティーク株式会社

代表取締役 相川 佳之 殿

申請者氏名： ㊞

私は、修学資金の借入れを受けるに当たり、「SBCメディカルグループ看護師育成修学資金貸付規定」に同意の上、必要書類を添えて申し込みます。

申請者住所： _____
生年月日： _____ 年 月 日
電話番号： _____
支給期間： _____ 年 月～ _____ 年 月
支給銀行口座： _____ 銀行 _____ 支店 口座番号 普通預金

私どもは、「SBCメディカルグループ看護師育成修学資金貸付規定」を確認の上、上記申請者の修学資金返還債務につき、連帯して保証いたします。

連帯保証人

住所： _____
氏名： _____ 実印
生年月日： _____ 年 月 日
電話番号： _____
職業： _____
申請者との関係： _____

連帯保証人

住所： _____
氏名： _____ 実印
生年月日： _____ 年 月 日
電話番号： _____
職業： _____
申請者との関係： _____